

はじめに

○ 計画の目的

多くの公立病院において、経営の悪化により医療提供体制の維持が課題となり、平成19年12月24日付けで国は「公立病院改革ガイドライン」を策定し、これを基に病院事業を設置している地方公共団体は、「公立病院改革プラン」を作成し改革に取り組み、一定の効果をあげました。

しかし、依然として医師不足等の厳しい環境が続いており、人口減少や少子高齢化が急進する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれ、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築への取り組みが求められています。国は、平成28年3月31日付け「新公立病院改革ガイドライン」を作成し、病院事業を設置している地方公共団体に対し、「新公立病院改革プラン」の策定を求めています。

本町が設置する「三春町立三春病院」については、「三春病院経営プラン」を策定し、県立病院の移譲を受け経営形態の見直しが既に行われていますが、現在の取り組み状況や成果を検証し、更に充実した運営ができるよう本計画を作成するものです。

○ 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度を目標とする5ヵ年計画とします。

なお、新・改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められることから、本計画策定後に、地域医療構想の達成を推進するために行う関係者との協議の場（地域医療構想調整会議）の合意事項と齟齬が生じた場合は、速やかに修正をいたします。

第1章 三春病院の概要

1 経緯

○ 三春病院の移譲

三春町立三春病院の前身である福島県立三春病院は、昭和26年に阿武隈中部医療圏に対する母子医療を担う目的で設置され、運営されてきました。しかし、県立病院事業改革委員会での提言や県立病院改革審議会での「診療圏に広域性が乏しいこと、医療機能が日常的な一般医療であること、道路網の整備等により質量ともに医療機能が充実している郡山市との近接性が増していること、医療環境等が大きく変化してきたこと等から、県立病院であることの必然性は認められない。したがって県立病院としては廃止が適当である。」という答申などを踏まえ、平成17年3月県行財政改革推進本部で「三春病院については県立病院として廃止」が決定されました。

一方、町は、三春町議会三春病院対策特別委員会や町民代表による三春病院対策委員会等での検討を踏まえ、平成17年6月に「病院が立地し利用者の7割が居住する自治体として、地域医療の確保を図るため三春病院を受け入れる」という対処方針を決定しました。

これを受け、平成17年7月に県は「三春病院の機能等を平成19年4月1日をもって三春町へ移譲する。立地自治体が県立病院の機能または施設等を受けるなど地域医療・保健等の確保を行う場合には、県は必要な支援を行う」という実行方策を決定し、同年12月に、町と県との間で「三春病院の無償譲渡、町が施設等の改修・整備を行う場合に必要な支援を行う」旨の合意書が締結されました。

◇ 町立三春病院開設までの経緯と必要性について

県立三春病院は、主に三春町と旧船引町をはじめとする田村地方の住民が利用してきました。入院患者の7割・外来患者の9割に相当し、この両町を中心とする田村地方西部をもって三春病院の診療圏と位置づけることができると考えられます。この地方においては、過疎化による医療圏内の人口自体が減少してきており、加えて、道路の整備やマイカー時代の到来とともに、施設の充実した郡山市内の病院等の利用者も漸増しております。このような状況の下、県立三春病院は施設の老朽化等により、利用者離れが続き、県は経営不振を理由にこの病院の廃止を決定しました。その理由として、この二町の入院患者の約7割が郡山市の病院を利用している等、県中地域保健医療圏における民間医療機関の充実をあげ、廃止しても、この地域における医療においては何も問題はないと考えたようです。

しかし、広域的にはいくら充実した機能をもっているからといって、三春病院がこの地域に密着した医療を提供し、果たしてきた役割を完全に代替できる機能を提供できるものではありません。また、この病院が廃止されれば、高齢化の進展が著しい地域にあっては、高齢者にとってはますます通院の負担が増し、日常生活にも支障が出る等懸念されるところでもあります。

そこで、三春町はこの病院を公設民営方式による効率的な運営を実施することで、いままで同様の医療サービスを提供できる環境を整備し、平成19年4月に町立三春病院として開院することとしました。

○ 指定管理者の選定

県立三春病院を譲り受けるという決定により、町は町議会や三春病院対策委員会、町内医療機関等とどのように運営するかを検討を行い、その結果、町には病院経営のノウハウがないことなどから指定管理者に運営を委託することを決定しました。

指定管理者を県内の一定規模以上の病院を対象に公募し、審査の結果、指定管理者として「(公財)星総合病院」が選定され、平成 19 年 4 月に開院し、指定管理者制度により運営を行っています。

平成 28 年度に 10 年間の指定管理期間が終了することから、現行指定管理者の実績を検証した結果、指定管理制度による運営を今後も継続することとし、安定し持続した医療の提供が可能であるとの判断から、公募によらない指定管理者の選定を行う方針を決定しました。

2 「三春町立三春病院」の概要

- 名 称 三春町立三春病院
- 所在地 田村郡三春町字六升蒔 50
- 開設者等 開設者 三春町長
 管理者【指定管理者】 (公財)星総合病院
- 診療科目 内科 小児科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科
 皮膚科 泌尿器科 心療内科 精神科 リハビリテーション科
- 病床数 86床(一般病床)
- 施設概要 敷地面積 22,059 m²
 建物概要 鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積 6,060.43 m² 建築面積 3,136.43 m²
- 職員数 医師39名(常勤4名 非常勤35名) 看護師62名
 薬剤師2名 リハビリ職24名 その他医療技術職8名
 事務・その他11名 (平成29年3月1日現在)
- 指定 救急協力病院

第2章 三春病院の目指す姿

1 町立三春病院の基本的な考え方

1-1 町立三春病院の基本理念

町立病院は以下の「基本理念」をもって、運営します。

地域住民が安心して利用できる患者中心の医療提供に努めます。

1-2 町立三春病院の基本方針

基本理念を実現するために、以下の方針により推進します。

地域医療機関と連携しながら、住民のニーズにあった最善の医療サービスを提供します。

- ◎ 住民の健康増進を図るため、保健・福祉等の諸機関と連携し、医療のみならず、保健・福祉を含めた総合的健康管理サービスの提供を目指します。
- ◎ 地域に必要な医療機関としての機能を継続して維持するため、合理的で効率的な病院運営に努めます。

2 町立三春病院の特徴及び機能

2-1 基礎的医療の提供

地域の中核病院として、地域のニーズを捉え、地域から必要とされる日常的な医療サービスを提供します。

(1) 診療科、病棟機能の維持・拡充

① サブ急性期を中心とした機能の提供

急性期が一段落し、症状が徐々に回復し安定した患者の受け入れ、高齢のため入院が必要となる患者の受け入れなどを中心とした機能を提供します。

② 往診、訪問医療の機能充実

寝たきりのお年寄りの方、体の麻痺などで通院が困難な方などのために、患者の求めに応じて（呼ばれて）医師が出かけて行く「往診」、診療計画を立て医療的管理に基づいて、定期的にお宅に伺う「訪問診療」の機能を充実します。

③ 各種検査等の機能維持

病気の早期発見はもとより、地域住民の皆さんが毎日健康で明るく元気に生活できるように、人間ドック・健康診断などの検査機能を維持・拡充します。

④ 土曜診療の実施

地域住民の皆さんから土曜診療の要望が多いことから、土曜診療を行うことにします。

(2) 診療科の充実

地域の高齢化率は県平均を上回っており、認知症の症状や高齢化に伴う疾病により、日常生活に支障を来している方が多く存在していると推測されます。そのような状況に、医療機関での適切な医療や情報の提供が必要とされるため、受診者の動向や医療情勢等の変化に応じて必要な診療科目の見直しを行うこととします。

外来各科の診療は、可能な限り毎日行い、受診し易いように配慮します。

(3) モニター制度や満足度調査の実施

モニター制度や満足度調査などの実施により、常にニーズを踏まえた医療を提供します。

① 病院内意見箱の設置

よりよい病院づくりや質の高い医療を提供するために、病院内に意見箱を設置して、ご意見を受け付けます。

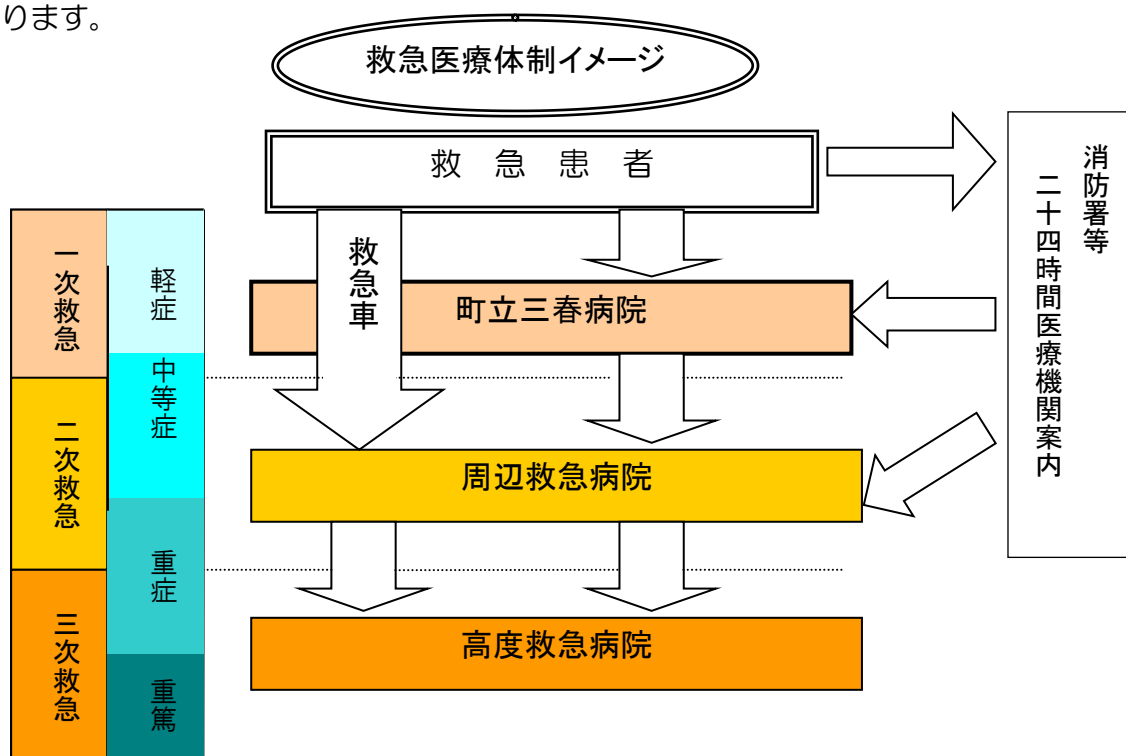
② ホームページ上での意見収集

積極的に地域の皆さんのご意見やアイデアを病院運営に反映させるために、ホームページにてご意見の収集を行います。また、新しい情報を常に提供します。

2-2 一次救急医療としての機能

休日や夜間における初期段階の救急患者や比較的軽度の症状の救急患者に対応する医師・その他スタッフを配置して、救急医療体制を維持・拡充します。

また、入院治療が必要となった重症患者などの二次救急は、郡山市内の病院と連携を図ります。



《参考》 医療圏内の医療環境

一次医療圏である三春町内には、10の一般診療所と6歯科診療所があり、三春病院は唯一の病院として各診療所との連携を図りながら地域医療を担っています。

県中圏域に属する二次医療圏には33の病院と387の一般診療所があり、福島県地域医療構想に示す将来の必要病床数4,643床に対し、既設病床数は5,846床となっています。

医療提供の体制では、(財)総合南東北病院、(公財)星総合病院、(公財)寿泉堂総合病院が地域医療支援病院として承認され、地域における第一線の医療機関であるかかりつけ医の支援などを通じ、地域医療の充実が図られています。

救急医療の三次救急では太田西ノ内病院救命救急センターがその役割を担い、二次救急も含め圏域内自足率の高い状況ですが、二次医療機関は郡山市に集中しており、三春病院は救急協力病院として指定を受けています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や原子力災害のため、県中地区で避難生活を余儀なくされている被災者への健康支援活動が課題となっています。

3 公的医療機関としての役割と位置づけ

3-1 地域医療資源の効率的な活用を図るとともに、地域医療の質を向上させる施策実施機関としての機能

地域医療の現場においては、医療スタッフの不足により診療科の閉鎖等が進んでいます。また今後、高齢化の進展により在宅医療スタッフの需要も増えるものと考えられます。医師をはじめとする医療スタッフの確保は医療現場における重要な課題です。

こうした状況を打開すべく、地域診療所と町立病院とが互いに連携しあうシステムを構築することにより、地域に存在する医療資源の効果的な活用を図ります。

また、病診連携により、地域診療所医師は研修活動や共同指導実施を通じ、最新の医療情報を取得できる等のメリットも享受でき、「地域医療の質」の向上に貢献します。

(1) 地域連携室・入退院連携室の設置

紹介患者が不安なく円滑に受け入れられるよう、専用窓口として地域連携室を設置します。他の医療機関とは情報ネットワークを構築し、町民の医療相談や情報提供体制を充実させます。

また、かかりつけ医と連携し、町立病院での必要な治療を終了した患者が、退院後も適切なフォローができる体制を強化します。

(2) 地域に開かれた医療の推進

病院に整備した医療検査器機等は、地域診療所の医療に有効に活用できる体制とし、患者の入院に際しかかりつけ医と病院医師が協力して当たる共同指導の体制を取り入れ、開かれた医療を推進します。

(3) 診療所医師との症例検討会・情報交換会の定期的開催

診療所医師との症例検討会、情報交換会を定期的に行い、医療情報や取組む課題などを共有することにより、効果的・効率的な医療福祉を推進します。

(4) 「研修施設」機能の充実

地域の開業医や医療関係団体等との教育・研修活動を積極的に行い、地域内の患者サービスや病院運営の質の向上に努めます。

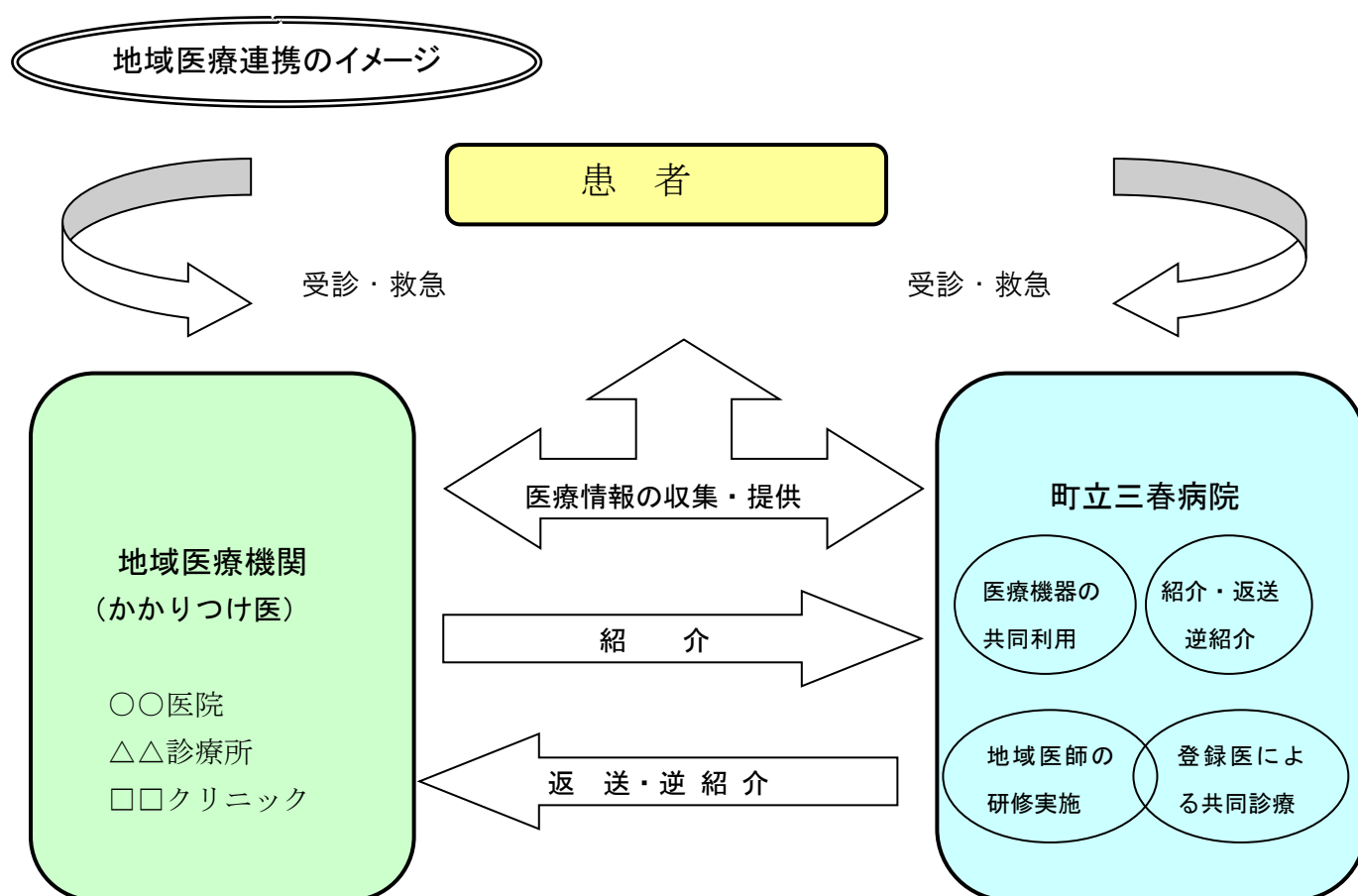
(5) 医療技術職の人材育成

医療スタッフ（医師、看護師、検査技師等）の人材育成対策として、以下の方策を推進します。

① 臨床研修医の積極的な受け入れを進め、協力型臨床研修指定病院(※2)とします。

※2 協力型臨床研修指定病院：臨床研修とは、医師が、医学部を卒業したのち医療現場で行われる研修です。臨床研修は2年間あり、将来の専門科にかかわらず医師としての基本的臨床能力を身につける期間です。必修科目は救急、内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、地域医療です。そのために、厚生労働省は適切な場で研修することができるようにするため、一定の指定基準を満たす臨床研修病院を指定する制度を設けています。

② 看護学生や薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師の学生を積極的に受け入れ、教育の場を提供します。



3-2 感染症や災害から住民の生命・身体を守る行政施策の実施機関としての機能

特に大規模災害に対応できる体制を整備し、災害時においても継続して医療提供を行える体制とします。

(1) 災害時における地域拠点病院としての機能を担う

災害時における地域拠点病院として、地域の医療機関や消防団と連携し、集団災害訓練にも今まで以上に力を入れて十分な訓練を継続していきます。

(2) 周辺自治体とも協力して広域的な連携を図り、非常時に備えた体制を構築する

周辺自治体とも協力して、研修体制の確立、情報のネットワーク化など災害時に備えた体制を構築し、災害医療の諸問題の解決に取り組んでいきます。

4 地域包括ケアシステムの推進

4-1 医療・保健・福祉連携の拠点としての機能

保健福祉施設と町立病院が双方向で連携を強化することにより、住民にとっては必要な時に必要な支援を受けることが可能となります。町立病院を医療・保健・福祉を担う中核施設として位置づけ、地域の診療所や保健福祉施設等とともに住民健康支援のためのネットワークを構築します。

(1) 地域連携室の設置（再掲）

保健福祉施設とは情報ネットワークを構築し、町民の医療相談や情報提供体制を充実させます。また、患者や家族が、退院後も安心して療養生活を送ることができるよう、社会福祉士等の専門スタッフが、医療に限らず介護や育児などの相談に幅広く対応します。

(2) 入退院支援室の設置（再掲）

在宅医療介護を担う地域の医療機関や介護関連施設等とのスムーズな連携を図るために、専門の窓口として入退院支援室を設置し、在宅医療や介護を受け地域で生活する本人や家族を含めサポート体制の強化を図ります。こうした体制により、在宅医療を推進し、地域包括ケアシステム構築の一役を果たします。

(3) 介護施設等の協力医療機関

隣接する特別養護老人ホームや養護老人ホームなどの協力医療機関として、入所者が安心して生活できるよう、より良い受け入れ体制を構築します。

(4) 保育所・幼稚園等との連携

病児保育（※3）や病後児保育（※4）の実施、保育所併設など地域の子育てを積極的に支援するために、町立保育施設での支援策を検討・実施します。

※3 病児保育：普段保育所などに通っている子どもが風邪をひいたり、熱を出したり、その他の病気にかかったとき、集団生活ができない場合に、子どもについて専門的知識のある保育士や看護師が預かってお世話をします。

※4 病後児保育：病気はだいぶよかったが、まだ保育所に行けず保護者の方もこれ以上仕事を休めない場合や保護者の方が冠婚葬祭・疾病・出産などやむを得ないことで病気回復期の子どもを看られない場合等に利用できます。

4-2 予防体制の強化

生活習慣病等の増加に対応し、さまざまな予防活動を実施する拠点として、指導・相

談体制の強化を進めて、保健サービスの充実を図ります。

(1) 保健予防活動の充実

健診・健康相談など疾病予防活動の充実を図るとともに、保健センターと連携し健康づくり情報の提供を行っていきます。また、健康教室等の共同開催を保健センターや地域医療機関と検討していきます。

(2) 施設健診業務の受託

病院の周辺地域や、仕事の都合などで集団健診を受診できなかった方を対象とした健診業務を町立病院で受託することにより、受診機会の拡大に努めます。

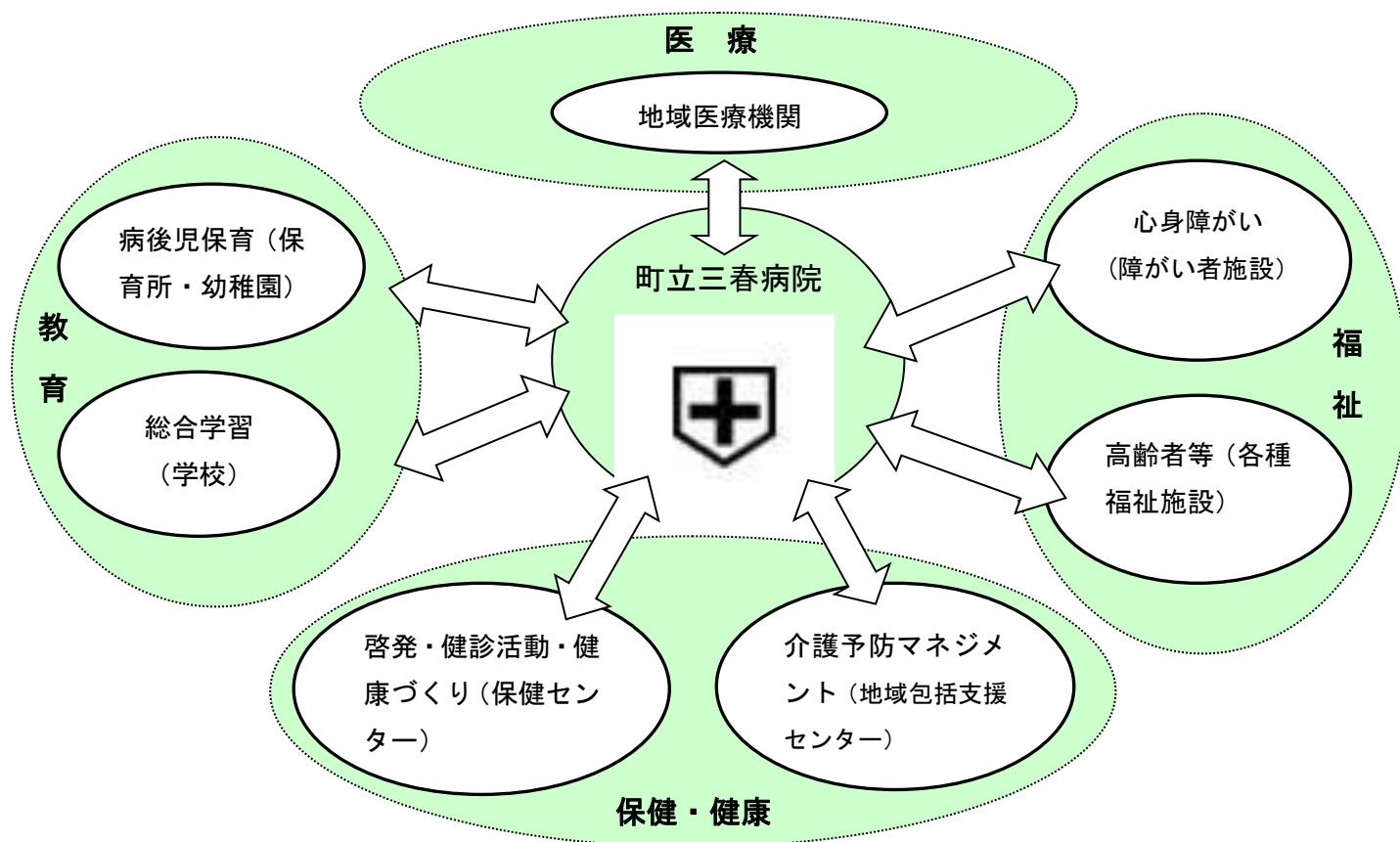
また、保健センターとの連携を図りながら、疾病の早期発見・治療のための啓発を行い、地域住民の健康増進を推進します。

(3) 健診データの利活用

今後、受診者の同意をもとに、特定健診・がん検診等(※5)の診断結果により、町立病院と保健センター、かかりつけ医療機関等が連携したネットワークによる支援システムの構築を検討していきます。

※ 5 特定健診・がん検診：「健診」は、健康の確認あるいは健康の程度を知るため、また疾病の危険因子を持っているかどうかを見ることを目的として行うもので、疾患の危険因子があるかどうかを知り、その後の健康管理に役立てていくものです。一方、「検診」は、特定の疾患を早期に発見し、早期に治療することを目的とした検査診察であり、その「目的」に大きな差があります。

町立病院の機能連携イメージ



4-3 認知症対策の強化

高齢化社会の共通課題である認知症対策として、予防的取り組みと本人家族の支援、地域で支えあい生活する環境づくりとしての普及啓発活動等について、精神科医師や認知症サポート医、リハビリ職員や訪問看護師等の専門的知識を持つ人材を活かして、認知症になっても安心して住める地域づくりに積極的に取り組みます。

(1) 認知症初期集中支援チームの受託

「認知症初期集中支援チーム」を組織し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

(2) 認知症カフェの実施

認知症の人とその家族も、地域住民も支援者も、誰でも参加し交流を図りながら相談に対応することで、認知症の本人家族が孤立することなく、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

(3) 認知症に関する普及啓発の実施

認知症に関する正しい知識を普及し、地域全体で見守り支えあえる環境づくりを推進するため、地域住民のみならず、職域や小中学生も対象として、「認知症サポーター養成講座」を積極的にすすめます。

5 住民参加型のコミュニティ施設

5-1 住民参加型施設としての機能

病院フェスタ等を実施することにより、地域住民に親しまれ、開かれた住民参加型の病院運営を目指します。

(1) ボランティアの受入

市民の病院として、ボランティアを積極的に受け入れ、地域住民の参加を推進します

(2) 職場見学・職場体験等の受入

医療機関の役割を知るために、医療に携わる職業と仕事内容を見学・体験する小中高生の総合学習やキャリア教育を受け入れ、教育活動の現場として支援します。また、学校や関係機関と連携して、児童・生徒・保護者に健康教育（母性教育など）や情報提供を実施します。

(3) 病院フェスタの実施

病院フェスタの開催により、職員と地域住民との交流を通して、地域の声を病院運営に反映させ、より良い病院づくりを推進します。

(4) コミュニティ機能

地元小中高生や地域サークルによる演奏会や作品展の開催など、患者と地域住民の交流の場を提供します。

5-2 行政の広報広聴機関としての機能

患者をはじめ、さまざまな利用者が集う施設であることに鑑み、行政の広報広聴機関として活用します。

(1) 行政資料の掲示等

患者をはじめ、利用者に町の事業、施策をわかりやすく案内し、地域住民の関心を高めるため、病院内に行政資料の掲示等を行うことにします。

(2) 情報端末の設置により町役場からの情報提供を実施する

病院内に情報端末を設置し、インターネット等による適時な情報の発信・共有化を図ります。

6 地域の発展に貢献できる病院運営の実践

6-1 地域社会の基礎的インフラとしての機能維持（効率的な経営を確保し病院の存続を図る）

現在の厳しい病院経営環境にあっても一定の医療水準を保ちながら、地域で必要とされる病院としての機能を維持するためには、効率的な経営が必要不可欠です。

よって、公設民営方式による民間活力を導入して効率的な運営を目指します。

(1) 指定管理者の指定

地域の病院として存続していくためには、質の高い医療サービスを継続・安定的に提供することが必要です。そのためには、今まで以上に組織としての機動性・効率性が求められることから、豊富なノウハウや組織力の活用が見込める組織（総合病院経営団体）へ委託することが総体的により良い方法と判断されます。

よって、公設民営方式で町立三春病院の管理運営を行うため、指定管理者制度を導入し、三春病院の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者として指定します。

経営は、指定管理者の独立採算を基本とします。

(2) 迅速でフレキシブルな対応

運営を民間病院へ委託することにより、医療スタッフの確保、新たな診療科の開設等、地域住民の医療需要等に柔軟に対応し、より質の高い医療サービスの提供が可能となります。

6-2 地域社会に根ざした病院運営

(1) 地元出身の医療従事者の積極採用

町立病院は、地域医療を核にした三春町の「まちづくり」に連なるものであることから、指定管理者による地元採用活動を町も積極的に支援していきます。

(2) 職員の地域への定住推進

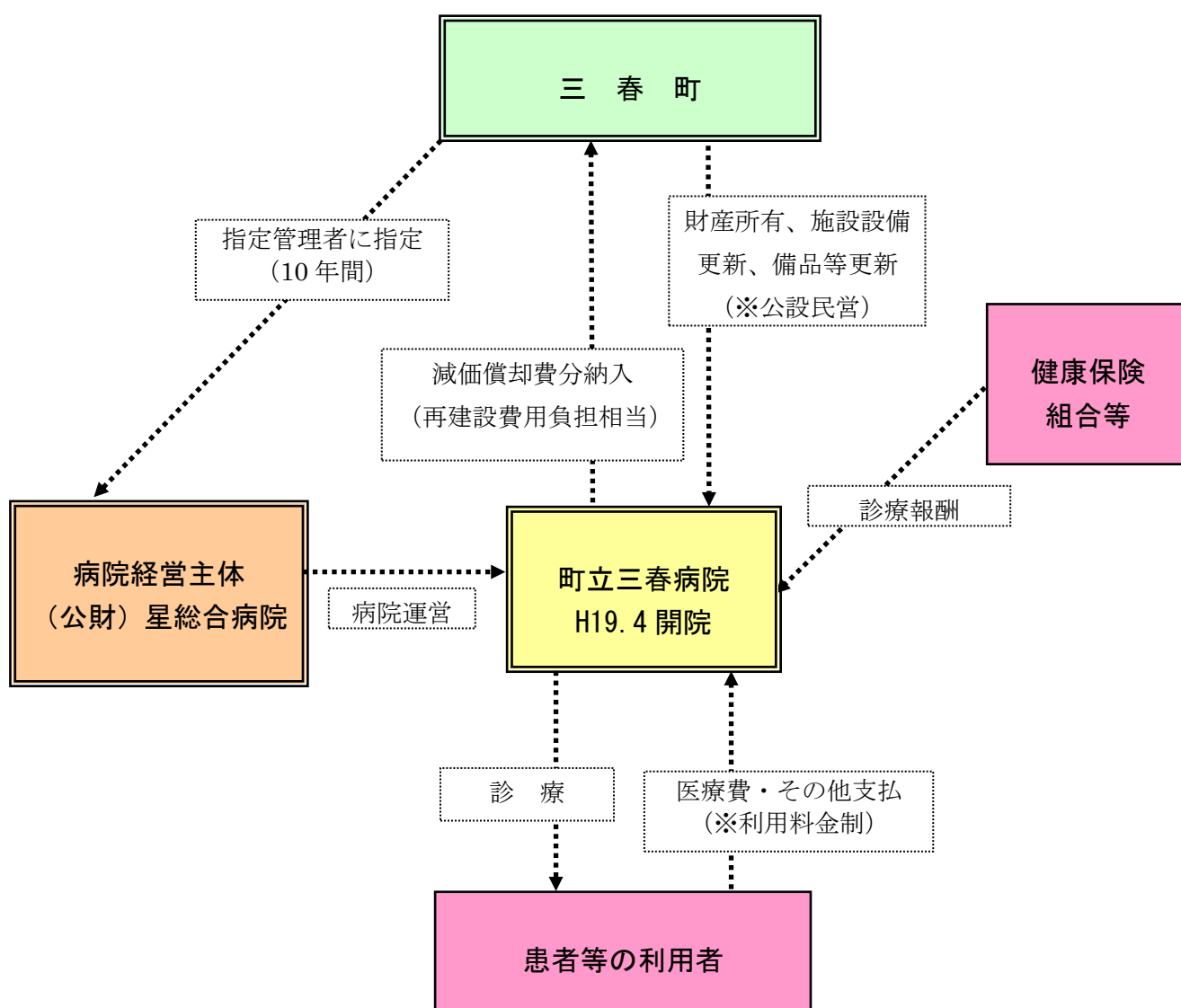
地域密着型の病院づくりの一環として、地域活性化に貢献するよう、職員住宅等を

設置し、定住を促進します。

(3) 地域産業との連携

産業医として地元企業・事業所等の健康管理に参画するとともに、地元産を含めた病院給食食材への地産地消の推進、調剤薬局、給食サービス等、地域医療関連産業の振興を図ります。

町立三春病院＝公設民営方式



第3章 経営プランの基本方針

1 ガイドラインの4視点に対する考え方

国が定めた「新公立病院改革ガイドライン」では、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク」「経営形態の見直し」に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点から改革を推進することとされています。

町立三春病院の場合、県の改革により移譲を受け経営し、かつ、指定管理者制度を導入していることから一応の改革を行ったと言えますが、更に地域医療の充実に貢献する病院としての役割を果たすため、経営の安定化と運営体制の充実を図ります。

2 町と指定管理者との関係

(1) 基本的な考え方

① 町と指定管理者との役割分担

三春町は病院設置者であり、指定管理者は病院管理者という観点から、町は修繕や改修など施設整備を担い、指定管理者は医療の提供という病院運営の役割を担います。

いずれにしろ、公立という立場上、町と指定管理者は「協働」により経営していきます。

② 利用料金制の採用

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするとともに、自治体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るため、町立三春病院の利用料などを指定管理者の収入として直接收受させることができる利用料金制を採用します。

注）根拠：地方自治法第244条の2第8項

指定管理者は、利用料金の収入をもって施設の管理運営を行います。

利用料金制は、利用料金収入と経費支出の差額である余剰金を自らの収入とすることから、経費の縮減を促進するインセンティブ効果が働き、もって住民サービスの向上が期待できます。

③ 指定管理者の独立採算

公設民営方式で町立三春病院の管理運営を行うため、経営は指定管理者の独立採算を基本とします。

④ 指定管理者負担金

将来の病院建て替えに備えて、指定管理者からの減価償却費相当額拠出により、再建設費用の積立てを行います。

(次ページ参照)

三春町立三春病院の管理に関する基本協定書～抜粋～

第6章 会計及び指定管理者負担金

(指定管理者負担金)

第26条 乙は甲に対し、指定管理者負担金として27,730千円を毎年度支払うものとする。

2 乙は、前項に定める金額を、毎年度末までに甲の発行する納付書により支払うものとする。
～ 略 ～

(疑義等の決定)

第47条 本協定の定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成29年 3月 1日

甲 田村郡三春町字大町1番地の2

三春町長 鈴木 義 孝

乙 郡山市向河原町159番地7号

公益財団法人星総合病院 理事長 星 北 斗

(2) 将来負担について

三春町と指定管理者とは、三春病院の運営について「基本協定」を締結しており、この協定で、これからの修繕と備品購入等について次のとおり定めています。

○ 修繕等について

- ・ 施設・設備の修繕及び改修工事は、三春町の負担において実施する。
- ・ 施設の保守・管理は、指定管理者の負担において実施する。

○ 備品等整備について

- ・ 町が整備した医療器機・備品の更新は、三春町の負担において調達する。
- ・ 医療器機・備品の保守管理修繕については、指定管理者の負担において実施する。

ただし、別途定める費用の上限を超える場合は、三春町がその費用を負担する。

3 一般会計から病院事業会計への経費負担

(1) 経費負担の考え方

町の一般会計から病院事業会計への経費負担についての考え方は、次のとおりです。

ア、指定管理者の導入により、基本的には病院事業会計処理に係る事務費と、町の財産である施設設備の維持更新費用について、不採算病院に対する特別交付税額を参考として一般会計から病院事業会計へ繰出しますが、人件費及び保守管理経費については、一般会計の負担はありません。

ウ、指定管理者負担金及び県交付金残額は、再建設費用として基金に積み立て、将来の大規模修繕や医療機器の購入等に充当します。

(2) 一般会計からの繰入金等の見通し(資金計画)

一般会計からの繰出金

(単位：千円)

区 分			29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計
収益的収支	収入	一般会計繰入 ①	65,035	56,000	56,000	56,000	56,000	289,035
		その他	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312	6,560
		計 ア	66,347	57,312	57,312	57,312	57,312	295,595
	支出	工事請負費（改修）	13,568	5,000	5,000	5,000	5,000	33,568
		医療器機等賃借料	48,723	48,723	48,723	48,723	48,723	243,615
		事務費等	3,254	3,289	3,289	3,289	3,289	16,270
		予備費	300	300	300	300	300	1,500
		計 イ	66,096	57,312	57,312	57,312	57,312	295,344
	経常損益 アーイ		0	0	0	0	0	0
資本的収支	収入	一般会計負担金 ②	11,373	7,000	7,000	7,000	7,000	31,373
							0	
		計 ウ	11,373	7,000	7,000	7,000	7,000	31,373
	支出	事務費						
		工事費						
		備品購入費	11,373	7,000	7,000	7,000	7,000	31,373
	計 エ	11,373	7,000	7,000	7,000	7,000	31,373	
	差引額 ウーエ		0	0	0	0	0	0
一般会計繰出額の計①+②		76,400	63,000	63,000	63,000	63,000	328,400	
参考:特別交付税充当計③		52,000	50,000	50,000	50,000	50,000	252,000	

注：一般会計からの繰入は、病院事業会計事務費、病院施設・設備・備品等の更新分である。

：収益的支出には減価償却費を計上していない。

4 町病院事業会計の収支計画

別紙1のとおり

指定管理者の収支計画については、別紙2のとおり

5 経営効率化の指標

指定管理者との協働により病院運営を実施していくことから、町の病院事業会計のみならず、病院の直接の運営主体である指定管理者側の経営計画も含めた経営指標を基に効率化を推進していきます。(第4章「指定管理者の経営計画」参照)

6 再編・ネットワークについて

当院は県立病院改革に基づき、平成19年度から町立病院として運営を開始したところであり、現時点において、新たに再編計画を策定するという状況にはありません。

ネットワーク化に関しましては、医療スタッフの確保や人材育成の観点より、県立医大病院や星総合病院の臨床研修プログラムにおける協力型臨床研修病院として、県立医大病院・星総合病院・星が丘病院等と連携し、臨床研修医の積極的な受入・指導の体制を整備

しております。

さらに、共同指導の体制を用意し、入退院支援室を設置する等、地域の診療所との連携も深めており、今後も、これらの方針を堅持しつつ、地域における医療資源の有効な活用を図り、お互いに補完的な関係を構築できるようネットワーク化を推進していきます。

第4章 指定管理者の経営計画

1 各年度の数値目標

指定管理者が、健全な経営を図り効果を確認していくため、現在の診療体制を基本として次のような経営指標及び数値目標を設定し、取り組んでいくものとします。

① 収支改善に係る数値目標

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率	94.1%	93.1%	97.8%	99.0%	100.0%	100.5%
医業収支比率	93.3%	92.6%	99.5%	100.4%	101.3%	101.9%
職員給与費対医業収益比率	68.9%	71.3%	70.6%	69.8%	69.1%	68.4%

② 経費削減に係る数値目標

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
材料費対医業収益比率	10.8%	11.1%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%

③ 収入確保に係る数値目標

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
1日当り入院患者数	63人	67人	68人	68人	69人	70人
1日当り外来患者数	145人	149人	150人	150人	151人	152人
病床利用率	73.4%	77.9%	78.7%	79.5%	80.3%	81.1%
平均在院日数（一般病棟）	17.1日	16.0日	16.0日	16.0日	16.0日	16.1日
患者1人当り診療収入	外来	7,829円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	入院	32,552円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円

④ 医療機能の確保に係る数値目標

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
紹介件数	1,414件	1,430件	1,430件	1,440件	1,440件	1,450件

2 目標達成に向けた具体的取組み

(1) 安全で安心な医療の提供

- 医療安全管理室の活動を推進し、医療安全管理センターと連動した活動の実践
- 医療安全対策の充実
 - ・医療事故等について、町民に情報の提供を行い、医療の透明性を確保することにより、町民が信頼し、安心して医療が受けられる安全管理体制の向上を図るため、「町立三春病院における医療問題の公表基準」を定めます。【資料編参照】
 - ・ひやりはっと、事故等の事例の検討及び分析を行い、医療安全対策の充実を図ります。

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
医療問題報告数	872件	880件	880件	880件	880件	880件
医療問題3レベル以上の件数	4件	0件	0件	0件	0件	0件

- 患者、利用者が求めるサービスの提供と接遇の向上
- 診療の質の向上

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
常勤医師数	4人	4人	4人	4人	4人	4人

- ・診療体制を整備し、必要な医療の提供に努めます。
- ・将来的に産婦人科の常設を目指すとともに、医師確保の目処が立つまでの間は、助産師外来を基礎とした産前産後ケアサポート実施し、郡山市内の病院との連携による安全で安心な出産の体制について模索しながら、子育て支援を行います。
- 医療倫理及び法令遵守に基づいた施設の管理運営

(2) 地域医療連携及び支援を組織的に拡大

- 地域のニーズに応えた医療体制の整備
 - ・紹介患者のスムーズな受入を行うとともに、地域医療機関との連携による休日夜間診療体制の整備を推進します。
 - ・地域のニーズを捉え、必要とされる訪問看護、訪問リハビリテーションの実施を検討します。
- クリティカルパスの運用
 - ・クリティカルパス（入院診療計画書）により、患者にわかりやすい医療の提供、平均在院日数の短縮、チーム医療の充実に取り組みます。
- 開放型病床の運営

入院用ベットを地域の診療所の医師に開放し、診療所の医師と三春病院の医師が連携協力して治療に当たり、地域全体で患者の継続した適切な病気の治療に取り組みます。

区 分	27年度 実績	28年度 見込	29年度	30年度	31年度	32年度
紹介入院患者数	460人	470人	470人	475人	475人	480人

- 地域医療の質向上のための研修会、勉強会の積極的開催
- 地域医療・在宅医療の研修を中心とした研修医・実習生等の積極的受け入れ
- 施設の情報をさらに広く詳細に適時に提供するシステムの構築
 - ・ 患者・利用者の視点に立ってホームページ、広報誌づくりを行います。
 - ・ 地域住民等へ施設の積極的利用を推進し、行事への参加を促します。

(3) 医療人として力のある人材育成

- 職員の院内・院外研修の計画的な開催と積極的参加による質の向上
- 専門領域の能力開発による組織全体の活性化

(4) 医療サービスの効率的提供

- 町立病院としての運営体制の整備
 - ・ 三春町の保健・介護予防・子育て支援事業を受託し実施します。
 - ・ 学校や企業等との連携を図り、必要な支援を行います。
- 病院機能評価を受審し病院機能の向上と維持充実に努める。

3 計画期間中の収支計画

別紙2のとおり（19ページ）

第5章 点検・評価・公表等

1 点検及び評価の体制

(1) 三春病院事業運営協議会

三春病院の設置目的を達成するため、諮問機関として「三春病院事業運営協議会」を設置しています。

協議会では、運営状況や町立病院として期待される医療機能の実施状況について評価、検証するとともに、本計画の点検及び評価を毎年8月までに行います。

(2) 三春町議会

町は町議会に対し、指定管理者から提出される「事業報告書、決算書」「事業計画書、予算書」等について報告し、病院事業に係る評価、検証を願うものとします。

2 積極的な情報開示

本計画の進捗及び達成状況については、三春病院事業運営協議会の点検や評価後速やかに、次の方法により町民に公表するものとします。

- ① 概要を「広報みはる」で公表
- ② 詳細を病院及び三春町ホームページで公表

参 考 資 料

三春町病院事業条例

平成18年条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものとする。

(病院事業の設置)

第2条 町民等の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 三春町立三春病院

(2) 位置 三春町字六升蒔

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。

(1) 診療科目 内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、整形外科、眼科、泌尿器科、心療内科、精神科、皮膚科、リハビリテーション科

(2) 病床数 86床

(特別会計)

第4条 法第17条の規定に基づき、特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000千円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000千円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長はできるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払いに関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(病院の管理)

第10条 病院の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続等)

第11条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年三春町条例第2号）の規定に基づき行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院における診療及び検診に関すること。
- (2) 次条第1項に規定する利用料金の収受に関すること。
- (3) 病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院を利用する者の利便に資する業務で規則に定めるもの。
- (5) その他町長が定めること。

2 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、病院の設置の目的に寄与すると認められる業務を町長の承認を受けて行うことができる。

3 指定管理者は、前2項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を町民等に公平に提供しなければならない。

(利用料金)

第13条 病院を利用した者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる額とし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第14条 町長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による収入を第12条に規定する業務の経費に充てるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、利用料金を納付すべき者に特別の事情があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による免除の基準を定めたときは、町長の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、第9条及び第10条の規定は、平成18年3月1日から適用する。

別表第1（第13条関係）

種別	金額
診 療	厚生労働省が定める診療報酬の算定の方法により算定した額（当該診療に食事療養が含まれるときは、当該額と厚生労働省が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額の合計額）

別表第2（第13条関係）

種別	金額
別表第1により難しい特別の診療	別表第1の規定による算出方法、消費税等を勘案して指定管理者が定める額
その他のサービス	実費等を勘案して指定管理者が定める額

三春町病院事業基金条例

平成19年条例第1号

(設置)

第1条 三春町が経営する病院事業の運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、三春町病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、町立病院事業に対する県交付金のほか、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により管理しなければならない。

(長期貸付)

第4条 町長は、町立病院事業その他関連する事業について、必要があると認めるときは、基金に属する現金を返済期限、返済方法、利率、利払時期等を定めて、長期貸し付けをすることができる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の取崩し)

第7条 基金は、病院事業その他関連する事業に関する経費に充てるため、取崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町立三春病院における医療問題の公表基準

1. 目的

町立三春病院で発生した医療問題について、広く情報の提供を行い、医療の透明性を確保することにより、地域住民に信頼され、安心して医療が受けられる安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 医療問題

サービスの提供に関連し予想に反した悪しき結果が発生したこと（事故）、悪しき結果が発生しそうな状況（ヒヤリハット）全てを医療問題とする。

(2) 医療事故

サービス提供の過程において予期しなかった悪い結果（患者・利用者の死亡、生命の危険、病状の悪化など身体的被害及び苦痛、不安などの精神的被害等）が生じたことを医療事故という。医療事故には過失が存在するものと過失が存在しない不可抗力等によるものの両方が含まれる。過失とは、医療の過程で生じる有害結果の発生が人為的に回避することが可能な場合をいう。なお、過失があるかないかで、医療事故は大きく次のものに分けられる。

① 医療機関・医療従事者に何らかの過失がある場合（医療過誤）

② 医療内容に問題がないにも関わらず起きた場合（過失のない医療事故）

(2) ヒヤリ・ハット

実際には患者に実施されなかったが、危うく事故が発生しそうな事実を意味する。実施されそうな問題とは、マニュアル以外（エラー）や医薬品・医療器具の不具合等、通常と異なる状態でのサービス提供の可能性を指す。

3. 医療問題のレベル

医療問題は、レベル1～5を「医療事故」、レベル0を「ヒヤリ・ハット」と分類する。

区 分	レベル	内 容
ヒヤリ・ハット	レベル0-A	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者・利用者には実施されなかった場合
	レベル0-B	実施されれば患者・利用者の生命に重大な問題を引き起こす可能性があった場合
医療事故	レベル1	医療・介護問題が発生し観察強化や心理的配慮が必要となった場合
	レベル2	患者・利用者に何らかの変化が生じ、観察のため検査・治療の必要が生じたが入院期間への影響がない場合
	レベル3	患者・利用者に治療の必要が生じ入院日数が増加した（外来患者は入院を要した）場合
	レベル4	医療・介護問題による患者・利用者への障害が長期に渡る可能性がある場合
	レベル5	医療問題が患者・利用者の直接的な死因と考えられる（現疾患の自然経過によるものを除く）場合

4. 公表の基準

医療問題の区分ごとの公表基準は次のとおりとする。

区 分	レベル	過失のある事故（医療過誤）	過失のない事故
ヒヤリ・ハット	レベル0	医療事故として取り扱わず非公表	
医療事故	レベル1	非公表	
	レベル2	非公表	
	レベル3	包括的公表（レベル別件数、事故内容別件数）※	
	レベル4	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）
	レベル5	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）

- ※ 過失のある事故で安全管理上重大であると考えられる場合は、原則公表とする。
- ※※ その他、過失の有無に関わらずレベル4及びレベル5の事故で、他の医療機関も含めて医療事故防止上、公表が望ましいと判断した場合は、公表する。

5. 公表の内容

- (1) レベル3における包括的公表、レベル4及びレベル5の過失のない事故の公表は、当該年度におけるレベル別件数及び事故内容別件数とする。
- (2) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表は、原則として次の事項とする。
 - ア 事故の概要（発生日時、場所、医療行為、原因、患者の年齢・性別・病名）
 - イ 事故発生状況
 - ウ 事故への対応とその後の経過
 - エ 今後の対策
 - オ その他必要事項

6. 公表の手続き

公表する内容については、通常は院内に設置する事故対策委員会及び幹部会議において検討し、町長に報告、協議のうえ必要と判断したものについて公表するものとする。

7. 公表の方法及び公表の時期

- (1) レベル3における包括的公表、レベル4及びレベル5の過失のない事故の公表
 - ア 公表の方法
町立三春病院ホームページに掲載して行うことを原則とする。
 - イ 公表の時期
当該年度1年分を一括して翌年度の6月末日までに公表するものとする。
- (2) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表
 - ア 公表の方法
病院長等が患者又は家族の了解を得て報道機関に公表するものとする。なお、社会的影響が大きいと判断される場合は、町長及び病院長が会見により公表するものとする。
 - イ 公表の時期
事故発生後できるだけ速やかに公表するものとする。

8. 公表にあたって留意事項

- (1) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表については、事前に患者側に対し十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。なお、同意が得られない場合は、公表を控える。
- (2) 患者及び職員等が特定されないように個人情報の保護に十分配慮するとともに、患者側の意思を尊重する。
- (3) 紛争中の事故等、病院事業の円滑な運営を妨げる恐れがあると判断される場合は、公表の有無または公表時期等を検討する。
- (4) 守秘義務が課せられている情報については、公表内容から削除する。

9. 適用

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

三春病院事業運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三春町と(財)星総合病院が平成19年4月1日付で締結した「三春町立三春病院の管理に関する基本協定書」第40条第1項の規定に基づき、三春病院が適正かつ安定した医療サービスの提供が行えるよう管理運営や事業の評価等を行う三春病院事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議及び検討事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域医療等に学識を有する医療機関の関係者
- (2) 指定管理者が推薦する者
- (3) 町民代表
- (4) 町議会の代表
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会長が決定するまでに会議を招集する場合には、町長が招集するものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、町長の指定する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

三春病院事業運営協議会委員等名簿

【委員】

(順不同、敬称略)

【任期 平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで】

	氏 名	役 職 等	摘 要
1	村上 弘	三春町民生児童委員協議会長	町民代表（会長）
2	相川 義則	三春町区長会会長	町民代表
3	矢吹 康	三杏会会長	医療機関代表
4	星 北斗	公益財団法人星総合病院理事長	指定管理者の推薦
5	渡辺 直彦	町立三春病院病院長	指定管理者の推薦
6	佐藤 弘	三春町議会議員	町議会代表
7	小林 鶴夫	三春町議会議員	町議会代表
8	上石 三好	公認会計士（福島県包括外部監査人）	町長が必要と認める者
9	坂本 浩之	三春町副町長	H28,4,1～
10	佐久間孝夫	三春町保健福祉課長	兼事務局長